

第4回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月25日(木) 13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 13人

会長 1番 内海 武博
会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則
4番 日南田貴美 5番 宮丸 和也 6番 安井 弘之
8番 石井 裕士 9番 島津 健治 10番 上野 悟
11番 桜井 陽子 12番 得納 逸二 13番 立石 浩一
14番 兼国 幸秀

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 7番 鈴木 義昭
5. 議事録署名委員の指名 11番 桜井 陽子 12番 得納 逸二
6. 議事日程

第1 付議事項

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について(5件17筆)
議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について(3件5筆)
議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について(利用権設定)
議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事
業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用
集積計画について(一括方式)

第2 協議事項

(1) 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
(2) 農地法第3条の3の規定による届出書について
(3) 非農地証明申請について(8件9筆)
(4) 農地台帳への登録について(1件1筆)
(5) 農業相談について

第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 垣内賢司・係長 城西隆志・主査 鶴田知子
8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課産業振興係 年宗 誠
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容(議長1番 内海 武博) (開会13時25分)

事務局 はい、すみません。少し早いのですが、全員お揃いですので総会の方、開会させていただきます。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶：省略)

議長 それでは第4回農業委員会総会を開会します。現在の在任委員は14人、本日の出席委員は13人で、7番 鈴木委員さんより、欠席の報告が、また、途中退席の報告が、6番安井委員さん、10番上野委員さんからありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日の総会議事録署名者は、11番桜井委員さんと12番得納委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から、報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告事項(1)「農地法第18条第6項の規定による通知について」8件

(付議事項)

議長 次に、付議事項に入ります。推進委員は1名のみ入室していただき、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。質問やご意見のある委員は、マイクのスイッチを入れて、委員番号・名前を述べて、議長より指名を受けて行ってください。また、報告が終わられた推進委員の方には、お帰りいただくこととしますので、よろしくお願いいたします。

(議案第18号)

議長 それでは、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」5件17筆を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集1ページをご覧ください。議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
■	■	(渡) 高齢で一人暮らしであり、耕作困難なため。 (受) 空き家バンクを活用し、宅地と合わせて購入するため。	山口 後藤 下原	畑1筆	302㎡
■	■	(渡) 自分で耕作できないため、財産処分する。 (受) 現在の耕作地に近く、譲受後は規模拡大し、水稻栽培を行う。	小池栄 小池要 松田	田1筆	3,953㎡
■	■	(渡) 家庭の事情により、■へ転出、飲食店勤務となり耕作困難なため譲渡する。	田中 竹村 小迫	畑1筆 田6筆	7,993㎡

		(受) ■■■から■■■へ移住し「■■■」に加入して農業に取り組むため。 (■■■の構成員・利用権継続)			
■■■	■■■	(渡) 遠方に居住しており、耕作困難なため。 (受) 自宅の近隣であり、耕作に便利なため。	竹村 田中 若山	畑 1 筆	1,053 m ²
■■■	■■■	(渡) 相続により農地を取得したが、遠方に居住しており、耕作が困難であるため。 (受) 経営規模を拡大し安定した経営を行うため。 (譲受人が耕作人のため利用権合意解約不要) ■■■ ■■■	若山 井上 面田	田 6 筆 畑 1 筆	5,742 m ²

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。)

議長 はい、1 件目について山口委員さんより報告をお願いします。

山口委員 4 月 16 日に後藤委員、下原委員、私と 3 名で現地確認を行いました。現地の圃場はですね、草も刈られて、適正に管理されておりました。■■■に確認したところですね、圃場については畑として活用するというので、これから耕して野菜の苗を植えるということでした。他に気になった点等ございませんでした。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により 2 件目について朗読説明。) こちらの農地につきましては、譲り渡し人の方から、事前に転用の関係の相談等がございまして、■■■が、実際作られておりましたが、合意解約をされて転用等手続き等に入る予定ではございましたが、■■■の方で購入して農地を作りたいということがございましたのでこの度、3 条の申請が出ております。

議長 はい、2 件目について松田委員さんより報告をお願いします。

松田委員 はい、4 月 17 日 9 時 30 分頃、現地確認調査委員、小池栄治委員、小池要治委員、私の 3 名で現地の確認をしました。申請地については、水稻が作付けされていましたが、その他、気になる点はありません。以上、確認したことを報

告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3件目について朗読説明。) ■■■■■の方にはですね、今年の総会におきまして議決をしていただきまして、法人の方へは加入をしたということで確認の方はさせていただいております。既に■■■■■の構成員となっておりますので、何件か利用権設定されております農地につきましては、引き続き■■■■■で利用権の設定をされるということです。申請人の提出した時期が、転入前でございますので、■■■■■と言う住所になっておりますが、転入につきましては4月以降に速やかに手続きをするということでお話をさせていただいております。

議長 はい、3件目について田中委員さんより報告をお願いします。

田中委員 はい、4月17日に私と竹村さんと小迫さん3名で、現地確認。田圃の方は、申請地については草刈管理がされていまして、何も問題ありませんでした。それと今、丁度この日に行った時に、■■■■■ですね、■■■■■から丁度、本人来られていたんで、そこらの説明もしていただきました。奥さんも今度は、来られるらしいです。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。

(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により4件目について朗読説明。)

議長 はい、4件目について竹村委員さんより報告をお願いします。

竹村委員 失礼します、4月の先日17日に私と田中委員、若山委員3名で、大字■■■■■の現地を確認にまいりました。現在作付けはされています。そんなたくさんの野菜じゃないんですが、部分的に作付けされています。草刈の管理もされているようです。特に他に問題はないように思いました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 ありませんか、はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により5件目について朗読説明。)この中で譲受人が利用権設定されて作られているのが6筆ございますので、こちらにつきましては、譲受人が所有者になられるということで、合意解約の方は不要となっております。

議長 はい、5件目について井上委員さんより報告をお願いします。

井上委員 はい、4月19日の17時に、現地調査委員3名で現地を確認いたしました。申請地については、水稻等が耕作される予定でした。その他特に気になる点はございません。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 ありませんか、はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第19号)

議長 続きまして、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」(3件5筆)を議題とします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集30ページをご覧ください。議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。(以下議案集により朗読説明)

(議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」)の内容

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田1筆 1,191㎡	駐車場 (始末書提出)	黒木啓 勝見 藤高	第2種農地 農用地区域外
■■■■■ ■■■■■ (買貸借権設定)	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	畑3筆 7,769㎡	法面への太陽 光発電設備 (一時転用)	原田 黒木清 槇奥	第1種農地 農振農用地区域 令和3年5月31日付指令 世襲第39号で許可を受けた ものの更新(2回目の更新)

■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	■■■■■	畑 1 筆 230 m ²	倉庫 車庫	小池栄 小池要 松田	第 2 種農地 農用地区域外
(使用貸借権設定)					

事務局からは以上です。

事務局 (議案集により 1 件目について朗読説明。) こちらの方は、駐車場へ転用前に資材置場等として利用されている部分がありましたので、始末書の方、提出していただいております。

議長 はい、1 件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、4 月 21 日 17 時 30 分頃、勝見委員、それから藤高委員と 3 人で現地の確認を行っております。我々が確認した時は、この添付の写真ではきれいに資材が、この農地の中から片づけられています。私たちが確認した時は、いくつかの資材が、この農地の中であって、一部、全部撤去されてないなということと、それから、農業委員会と直接関係ないと思うんですけども、ここへ入って行く進入路の道路にも資材が置かれてて、いまいちだなというのか、ほんとに駐車場として活用されるのかどうか、疑問をもたざるを得ないような状況でした。何れにしてもこの駐車場の申請で、この 5 条の規定で所有権移転して、駐車場の完成までが、農業委員会として追えるのものかどうか分かりませんが、駐車場になっていることの確認は必要だと思いました。ただ、駐車場になったあと、今のような資材を置かれてももう、どうにもならないのかなとも思ったりして、この資材で気にしてるのは、この資材の中から、現在もそうなんですけど、一部汚水とそれから油が含まれているんじゃないかと思うんですけど、そういった物が農地のくぼ地の中、我々が確認した日は雨の日だったので、よけいに汚水がたまった所もありましたけども、そこへ油と思われるようなものがあるということ、それからこの農地の上側の端からそのまま■■■■■へ排水が流れて行きますんで、そのあたりも含めて気になるなということでご報告をいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

事務局 会長、補足説明をさせていただいても良いですか。

議長 はい、補足説明を事務局から。

事務局 すみません。補足で説明をさせていただきます。先程、黒木啓之委員の方からですね、疑義というか不安に思う部分のか所につきましては、事務局の方でも、申請人、こちらの方に対しては行政書士が代理で対応されておりますが、その中で必ず駐車場として転用するということで、確約という訳ではないんですが、話をさせていただいて必ずするというので、お話の方は承っております。また、許可の要件の中にですね、許可申請書通り施行するという様な要件等もございますので、基本的には許可相当になるのではないかと感じております。以上です。

- 議長 何か質問はありませんか。
- 議長 はい、5番委員。
- 5番 はい、5番宮丸です。先程、黒木委員さんご指摘の様に、資料の34ページにあります、排水計画のところ、水路への放流雨水については、汚水等の発生はしないということが、確実にここへ申請として出されているので、心配な点があるのであれば、ここは、再度やっぱりおさえるべきと感じました。以上です。
- 議長 それについて事務局から。
- 事務局 はい、この転用目的が駐車場でございますので、汚水等は発生しないと申請上なっておりますので、この被害防除措置計画において、汚水が出るという逆にそっちの方の説明が出来ませんので、この部分に関しては、許可書の段階で、指示事項の中に申請書通り実施する。変更がある場合は変更申請。そういったところも総会の方へかけさせていただいて、変更承認するという中身になっておりますので、そちらにつきましては駐車場としてするという事で、司法書士、行政書士の方からも確約はいただいておりますので、一旦そういったところで整理をさせていただきたいと思っております。以上です。
- 議長 はい、他にはありませんか。いずれにしても厳しく見て行くということが必要になっていくとは思いますが、はい、他にありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)
- 議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 (議案集により2件目について朗読説明。) こちらは広島県農業会議への意見聴取案件となります。
- 議長 はい、2件目について原田委員さんより報告をお願いします。
- 原田委員 それでは報告いたします。本件につきましては、さる18日に推進委員の黒木委員さん、榎奥委員さん、私と3名で現地確認をいたしました。これは先ほど説明がありましたように、3年ごとの更新ということでございまして、3名とも適当であろうという判断に至りましたので、ここで報告申し上げます。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 はい、12番委員さん。
- 12番 12番得納です。これ、法面と書いてあるんですが、元々法面みたいなのを造った台地とは違うんですかね、果樹園ということで色々作ってありますけれども、元々は法面で作ってあるやつをその法面が結局、畑の中へ入るんですかね、入らんですかね。除外される?
- 議長 はいでは事務局説明をお願いします。

事務局 はい、この法面部分に関しては、元々法面ではない所です。当時、5,6年前に、4条申請ということで、農地改良ではないんですが、改良工事ということで法面を一旦、整形されておられます。法面も含めて農地ということになりますので、それで、登記上一筆となっておりますので、その部分だけ除外ということにはなりませんので、農業振興地域ということになっているということでございます。以上です。

議長 はい、よろしいですか。

12番 太陽光発電というのは、そういうところには出来るんかね。申請したら。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、法面部分へ太陽光発電設備は、申請していただいて、許可の要件等整えば、許可をすることは可能です。

12番 限られたところがある訳ですけど、土壌改良で畑をきれいにしたり、法が出来てそこも実際見たらまだ畑のまんまになっるとかいう様な形になっるところもあるんですよ。そうするとそこで太陽光パネルをやるということになると、許可さえ出れば出来るということですね？

事務局 そうですね。

12番 ちょっと質問が分からなくなったけど。

事務局 基本的に出来るということにはなっておりますが、やはり営農型太陽光と同様ですね、設置にあたっては通常の転用許可よりはかなり、書類等関係するものが増えるのが一つとですね、基本的に世羅町におきましては、法面への太陽光発電設備で許可出ているのは、この1件のみです。

12番 このパイロット事業で、構造改善したものなんだろうけども、それは、そういうようなことが出来るという。昔のことでよく覚えてないが、やはりその時期が来たら出来るんかね。私も■■■■の今の資材置場になってるところも許可された訳ですけども。もともとを調べてみたら野菜作る畑を、果実を作るようになって水道施設を今のダムから水が来るように施設はなるとし、そんなんで一つ許可したらほかもやるようになる。と私は思うんですよ。個人的にはね。そうじゃないかもしれないけど。やっても良いものだろうか。

事務局 良いですか？

議長 はい。

事務局 基本的に圃場整備事業等公費で作られたところにつきましては太陽光発電設備は出来ません。今回できるのは営農型太陽光及び法面への太陽光につきましては、農業振興地域の転用出来る要件の中に入りますので、その部分については出来る。要件がその他ありますが、合致するようであれば許可が出来るということでございます。通常である野立ての太陽光発電設備等につきましては圃場整備されてる様な農地、農業振興地域に入っている農地につきましては除外ができたとしても圃場整備されてる農地に関しましては太陽光発電への転用は出来ません。営農型太陽光と法面の太陽光というのは、特例のようなものになります。

議長 よろしいですか。

12番 もう一つ。

議長 はい、得納委員。

12番 残った畑の部分ですよね、あれは何か活用してるのか。

事務局 はい、空いたところの農地につきましては、法面の部分もございしますが、作付けをされて、毎年営農型と同様でございますが、法面の太陽光発電設備についても、年に一回、2月末でございますが、作付け状況を写真を付けて添付していただくようになっております。現在の写真を見させていただく中では作付け等々確認が出来ておりますので、実際は作付けされておられるというふうに思います。以上です。

12番 いいです。大体わかりました。

議長 ほかにありませんか。

議長 はい6番委員さん。

6番 これ、写真を見たらパネルが置いてある様なんですが。

議長 この物件は3年前にもうすでに審議して、審議が通って、それから今回更新という形です。

6番 増設じゃなくて。

議長 増設じゃありません。3年ごとに更新するということで、その更新の時期に来たということです。

6番 はい、ありがとうございました。

議長 よろしいですか。

6番 はい。

議長 ほかにありませんか。

議長 はい、それでは質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 次の件の報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3件目について朗読説明。)

議長 はい、3件目について松田委員さんより報告をお願いします。

松田委員 はい、4月17日9時40分頃、現地調査委員、小池栄治委員、小池要治委員、松田の3名で現地の確認をしました。被害防除措置計画書についてですね、転用する土地からの土砂の流出、崩壊等に対する被害の防除措置。土地の造成等の計画、土地の造成・整地をする。造成の切土が約1.7m、土砂の流出・崩壊等に対する防除措置、擁壁をブロック積で設けます。周辺の農地の日照・通風等に支障を及ぼさないための措置。特に影響はないので防除措置はしない。用水計画。用水は必要としません。排水計画。雨水、水路へ放流。その他として、側溝を新設。汚水・生活雑排水処理。汚水等は発生しない。その他として、法面を含め、年2から3回の草刈りを実施する。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか、はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。また、2件目に付きましては広島県農業会議へ意見聴取いたします。

(議案第20号)

議長 続きまして、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは、世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは失礼いたします。産業振興課の年宗です。よろしくお願いたします。それでは、別冊議案第20号「農用地利用集積計画(利用権設定)の作成について」説明いたします。2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について農用地利用集積計画(利用権設定)の集計を概略説明。)

甲山地区 3筆 3,821㎡ 世羅地区 14筆 13,375㎡
世羅西地区 3筆 4,661㎡ 合計 20筆 21,857㎡

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第21号)

議長 続きまして、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)」を議題といたします。

この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。それでは世羅町産業振興課より説明を求めます。

産業振興課 それでは、別冊議案第21号「農用地利用集積計画(一括方式)の作成について」農地中間管理機構を通じた契約の集積となります。2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について農用地利用集積計画(一括方式)の集計を概略説明。)

甲山地区 6筆 5,386㎡ 世羅西地区 19筆 32,450㎡
合計 25筆 37,836㎡

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
議長
議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）
議長 はい。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。折元副会長、よろしくお願ひします。

（議長交代 3番 折元 文則）（14時09分）

（協議事項）

議長 それでは協議事項（1）「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」事務局の説明を求めます。

事務局 （1）「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」説明。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。
議長

議長 はい、それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 はい、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）

議長 はい。全員挙手により、案が成立いたしました。

（報告事項）

議長 それでは、報告事項（1）については冒頭に報告がありましたので、報告事項（2）「農地法第3条の3の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（2）「農地法第3条の3の規定による届出書について」19件

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（3）「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（3）「非農地証明申請について」8件9筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（4）「農地台帳への登録について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（4）「農地台帳への登録について」1件1筆

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（5）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 報告事項（5）「農業相談について」3件

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

（連絡事項）

議長 はい、それでは、連絡事項（1）「今後の日程」について事務局から連絡をお願いします。

事務局 連絡事項（1）「今後の日程」連絡。

議長 はい、他にありませんでしょうか。

議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第4回世羅町農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 14時44分)